

核物質の防護に関する条約の改正

核物質の防護に関する条約の改正

核物質の防護に関する条約の一部を次のように改正する。

1 千九百七十九年十月二十六日に採択された核物質の防護に関する条約の題名を次のように改める。

核物質及び原子力施設の防護に関する条約

2 前文を次のように改める。

この条約の締約国は、

平和的目的のために原子力を開発し、及び応用する全ての国の権利並びに原子力の平和的応用から得られる潜在的な利益に対する全ての国の正当な権利を認め、

原子力の平和的応用のための国際協力及び原子力技術の移転を促進することが必要であることを確信し、

防護が公衆の健康の保護、安全の確保、環境の保護並びに国及び国際の安全保障の確保のために極めて重要であることに留意し、

国際の平和及び安全の維持並びに善隣主義、諸国間の友好関係及び諸国間の協力の促進に関する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

国際連合憲章第二条4において、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」と規定されていることを考慮し、

千九百九十四年十二月九日の国際連合総会決議第六十号（第四十九回会期）に附属する国際的なテロリズムを根絶するための措置に関する宣言を想起し、

核物質の不正取引並びに不法な取得及び使用並びに核物質に係る妨害行為及び原子力施設に対する妨害行為がもたらす潜在的な危険を回避することを希望し、また、それらの行為に対する防護について国内的及び国際的な関心が高まっていることに留意し、

あらゆる形態のテロリズムの行為が世界的規模で増大していること並びに国際的なテロリズム及び組織犯罪がもたらす脅威を深く憂慮し、

防護が核不拡散及びテロリズム対策の目的の達成に寄与するに当たり重要な役割を果たすことを信じ、

平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の防護を世界的規模で強化することにこの条約によつて貢献することを希望し、

核物質及び原子力施設に関する犯罪が重大な関心事であること並びに当該犯罪の防止、発見及び処罰を確保するため、適当かつ効果的な措置をとり、又は既存の措置を強化することが急務であることを確信し、

締約国の国内法及びこの条約に従つて核物質及び原子力施設の防護のための効果的な措置を定めるため国際協力を一層強化することを希望し、

この条約が核物質の安全な使用、貯蔵及び輸送並びに原子力施設の安全な運転を補完すべきであることを確信し、

国際的に作成された防護に関する勧告であつて、随時更新され、及び効果的な水準の防護を達成するための最新の方法に関する指針を示し得るものが存在することを認識し、

軍事的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護が当該核物質及び原子力施設を保有する国の責任であることを認識し、また、当該核物質及び原子力施設が嚴重に防護されており、及び引

引き続き防護されることを了解して、

次のとおり協定した。

3 第一条(c)の次に(d)及び(e)として次のように加える。

(d) 「原子力施設」とは、核物質を生産し、処理し、使用し、取り扱い、貯蔵し、又は処分する施設（関連する建物及び設備を含む。）であつて、当該施設に対する損害又は妨害が相当の量の放射線又は放射性物質の放出をもたらすおそれがあるものをいう。

(e) 「妨害行為」とは、原子力施設又は使用され、貯蔵され、若しくは輸送されている核物質に対して故意に行う行為であつて、放射線への曝露^{ばく}又は放射性物質の放出の影響により職員の健康及び安全、公衆又は環境を直接又は間接に脅かすおそれがあるものをいう。

4 第一条の次に次の一条を加える。

第一条のA

この条約の目的は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的規模で達成し、及び維持すること、当該核物質及び原子力施設に関連する犯罪を世界的規模で防止し、並びに

当該犯罪と世界的規模で戦うこと並びにこれらを目的とする締約国間の協力を容易にすることにある。

5 第二条を次のように改める。

1 この条約は、平和的目的のために使用される核物質であつて、使用され、貯蔵され、又は輸送されているもの及び平和的目的のために使用される原子力施設について適用する。ただし、第三条、第四条及び第五条4の規定は、平和的目的のために使用される核物質であつて国際核物質輸送中のものについてのみに適用する。

2 締約国内において防護の制度を確立し、実施し、及び維持する全ての責任は、当該締約国が負う。

3 この条約により締約国が明示的に負う義務を除くほか、この条約のいかなる規定も、締約国の主権的権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

4 (a) この条約のいかなる規定も、国際法（特に国際連合憲章の目的及び原則並びに国際人道法）に基づいて締約国が有する他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。

(b) 国際人道法の下で武力紛争における軍隊の活動とされている活動であつて、国際人道法によつて規

律されるものは、この条約によつて規律されない。また、国の軍隊がその公務の遂行に当たつて行う活動であつて、他の国際法の規則によつて規律されるものは、この条約によつて規律されない。

(c) この条約のいかなる規定も、平和的目的のために使用される核物質又は原子力施設に対して武力を行使し、又は武力を行使するとの威嚇を行うことに法に基づく権限を与えるものと解してはならない。

(d) この条約のいかなる規定も、不法な行為を容認し、又は合法化するものではなく、また、他の法規によつて訴追することを妨げるものではない。

5 この条約は、軍事的目的のために使用され、又は保有される核物質及び当該核物質を保有する原子力施設については、適用しない。

6 第二条の次に次の一条を加える。

第二条の A

1 締約国は、次のことを目的として、自国の管轄下にある核物質及び原子力施設について適用される適当な防護の制度を確立し、実施し、及び維持する。

(a) 使用され、貯蔵され、又は輸送されている核物質を窃取その他の不法な取得から防護すること。

(b) 紛失し、又は盗取された核物質の所在を特定し、及び適当な場合には当該核物質を回収するための迅速かつ包括的な措置の実施を確保すること。当該核物質が締約国の領域外にある場合には、当該締約国は、第五条の規定に従って行動する。

(c) 核物質及び原子力施設を妨害行為から防護すること。

(d) 妨害行為による放射線の影響を緩和し、又は最小にすること。

2 1の規定を実施するに当たり、締約国は、次のことを行う。

(a) 防護を規律するため、法令上の枠組みを定め、及び維持すること。

(b) (a)に規定する法令上の枠組みの実施について責任を有する一又は二以上の権限のある当局を設立し、又は指定すること。

(c) 核物質及び原子力施設の防護のために必要なその他の適当な措置をとること。

3 1及び2の規定に基づく義務を履行するに当たり、締約国は、この条約の他の規定の適用を妨げることなく、次に掲げる核物質及び原子力施設の防護に関する基本原則を合理的かつ実行可能である限りに

において適用する。

基本原則 A 国の責任

国において防護の制度を確立し、実施し、及び維持する全ての責任は、当該国が負う。

基本原則 B 国際輸送中の責任

核物質の適切な防護を確保する国の責任は、核物質の国際輸送に及び、適当な場合には、当該責任が適切に他の国に移転されるまで存続する。

基本原則 C 法令上の枠組み

国は、防護を規律する法令上の枠組みを定め、及び維持する責任を負う。当該枠組みは、適用される防護の要件を定めることを規定し、並びに評価の制度及び許可その他の承認を与える手続を含むべきである。当該枠組みは、原子力施設及び輸送に係る検査の制度であつて、適用される要件及び許可証その他の承認の文書の条件の遵守を検証し、並びに適用される要件及び条件を実施させるための手段（効果的な制裁を含む。）を定めるためのものを含むべきである。

基本原則 D 権限のある当局

国は、防護を規律する法令上の枠組みの実施について責任を有する権限のある当局であつて、その任務を遂行するための適当な権限、財源及び人的資源を与えられたものを設立し、又は指定すべきである。国は、当該権限のある当局の任務とその他の組織であつて原子力の利用又はその促進を担当するものの任務とが効果的及び相互に独立していることを確保するための措置をとるべきである。

基本原則 E 許可証の所持者の責任

国において防護の種々の要素を実施する責任は、明確に特定されるべきである。国は、核物質又は原子力施設の防護を実施する主要な責任は関連の許可証その他の承認の文書の所持者（例えば、事業者、荷送人）が負うことを確保すべきである。

基本原則 F セキュリティの文化

防護の実施に係る全ての組織は、セキュリティの文化並びに当該文化を組織全体で効果的に実践するために必要な当該文化の発展及び維持に妥当な優先順位を与えるべきである。

基本原則 G 脅威

国における防護は、当該国によつて行われる脅威についてのその時の評価に基づくべきである。

基本原則H 段階的な手法

防護の要件は、脅威についてのその時の評価、相対的な誘引の程度、核物質の性質並びに核物質の許可のない持出し及び核物質に係る妨害行為又は原子力施設に対する妨害行為に関連して生じ得る結果を考慮して、段階的な手法に基づくべきである。

基本原則I 深層防護

国における防護の要件は、敵対者がその目的を果たすために乗り越え、又は回避しなければならぬ防護の複数の層及び方法（構造的なものその他の技術的なもの、人的なもの及び組織的なもの）に関する概念を反映すべきである。

基本原則J 品質保証

防護にとって重要な全ての活動のための特定の要件が満たされていることについて信頼を得るため、品質保証に関する政策及び計画を策定し、及び実施すべきである。

基本原則K 緊急時計画

核物質の許可のない持出し、原子力施設に対する妨害行為及び核物質に係る妨害行為並びにこれらの

未遂に対応するための緊急時計画が、全ての許可証の所持者及び関係当局により作成され、及び適切に実施されるべきである。

基本原則L 秘密性

国は、認められていない開示により核物質及び原子力施設の防護を低下させるおそれのある情報の秘密性を保護するための要件を定めるべきである。

4 (a) この条の規定は、核物質であつて、当該核物質の性質、量及び相対的な誘引の程度、当該核物質に対する許可のない行為に関連して生じ得る放射線の影響その他の影響並びに当該核物質に対する脅威についてのその時の評価を考慮して、1の規定に従つて確立された防護の制度の下に置く必要がないことを締約国が合理的に決定するものについては、適用しない。

(b) (a)の規定によりこの条の規定が適用されない核物質については、管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。

7 第五条を次のように改める。

1 締約国は、この条約の範囲内の事項に関する自国の連絡上の当局を明らかにし、直接に又は国際原子

力機関を通じて相互に通知する。

2 核物質が窃取され、強取され、若しくはその他の方法で不法に取得された場合又はその現実的な脅威が存在する場合には、締約国は、自国の国内法に従い、要請する国に対し、当該核物質の回収及び防護について可能な最大限度において協力し、及び援助するものとし、特に次のことを行う。

(a) 締約国は、核物質が窃取され、強取され、若しくはその他の方法で不法に取得されたこと又はその現実的な脅威が存在することについて、関係すると認める他の国にできる限り速やかに通報し、及び適当な場合には国際原子力機関その他の関係国際機関に通報するため、適当な措置をとる。

(b) そのような協力及び援助を行うに当たり、関係する締約国は、適当な場合には、脅威にさらされた核物質を防護し、輸送容器及びコンテナの健全性を確認し、又は不法に取得された核物質を回収することを目的として相互に及び国際原子力機関その他の関係国際機関と情報を交換するものとし、次のことを行う。

- (i) 外交上の経路その他の合意された経路を通じて、それぞれの活動を調整すること。
- (ii) 要請される場合には、援助すること。

(iii) 前記の事態の結果として取得され、又は紛失していた核物質であつて回収されたものの返還を確保すること。

関係する締約国は、この2に規定する協力の実施手段を決定する。

3 締約国は、核物質に係る妨害行為若しくは原子力施設に対する妨害行為の現実的な脅威が存在する場合又は当該妨害行為が行われた場合には、自国の国内法に従い、かつ、国際法に基づく関連する義務に従い、可能な最大限度において、次のとおり協力する。

(a) 締約国は、他の国において核物質に係る妨害行為又は原子力施設に対する妨害行為の現実的な脅威が存在することを知つた場合には、これらの妨害行為を防止するため、当該脅威について、当該他の国にできる限り速やかに通報し、及び適当な場合には国際原子力機関その他の関係国際機関に通報するため、適当な措置をとることを決定する。

(b) 締約国は、自国において核物質に係る妨害行為又は原子力施設に対する妨害行為が行われた場合において、他の国が放射線の影響を受けるおそれがあると認めるときは、放射線の影響を最小にし、又は緩和するため、放射線の影響を受けるおそれがある国にできる限り速やかに通報し、及び適当な場

合には国際原子力機関その他の関係国際機関に通報するため、国際法に基づく他の義務に影響を及ぼすことなく、適当な措置をとる。

(c) (a)及び(b)の規定に関し、締約国が援助を要請した場合には、その要請を受けた締約国は、速やかに、当該援助を与えることができるか否か並びに与え得る援助の範囲及び条件を決定し、直接に又は国際原子力機関を通じて、要請した締約国に通報する。

(d) (a)から(c)までの規定に基づく協力についての調整は、外交上の経路その他の合意された経路を通じて行う。関係する締約国は、当該協力の実施手段を二国間又は多数国間で決定する。

4 締約国は、適当な場合には、国際輸送中の核物質の防護の方式を立案し、維持し、及び改善することについて指針を得るため、直接に又は国際原子力機関その他の関係国際機関を通じて、相互に協力し、及び協議する。

5 締約国は、適当な場合には、国内において使用され、貯蔵され、又は輸送されている核物質及び原子力施設の防護に係る自国の方式を立案し、維持し、及び改善することについて指針を得るため、直接に又は国際原子力機関その他の関係国際機関を通じて、相互に協議し、及び協力することができる。

8 第六条を次のように改める。

1 締約国は、この条約の規定に基づき他の締約国から、又はこの条約の実施のために行われる活動に参加することにより、秘密のものとして受領する情報の秘密性を保護するため、自国の国内法に適合する範囲内で適当な措置をとる。締約国は、国際機関又はこの条約の非締約国に対し情報を秘密のものとして提供する場合には、当該情報の秘密性が保護されることを確保するための措置をとる。他の締約国から情報を秘密のものとして受領した締約国は、当該他の締約国の同意がある場合にのみ、当該情報を第三者に提供することができる。

2 締約国は、この条約により、国内法上伝達が認められていない情報及び関係国の安全保障又は核物質若しくは原子力施設の防護を害する情報の提供を要求されるものではない。

9 第七条1を次のように改める。

1 締約国は、自国の国内法により、故意に行う次の行為を処罰すべき犯罪とする。

(a) 法律に基づく権限なしに行う核物質の受領、所持、使用、移転、変更、処分又は散布であつて、人の死亡若しくは重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こし、又は引き起こす

おそれがあるもの

- (b) 核物質の窃取及び強取
- (c) 核物質の横領及び詐取
- (d) 法律に基づく権限なしに行う核物質のある国への又はある国からの運搬、送付又は移動
- (e) 原子力施設に対して行われる行為又は原子力施設の運転を妨害する行為であつて、これらの行為を行う者が、放射線への曝露^{ばく}若しくは放射性物質の放出の影響により、人の死亡若しくは重大な傷害若しくは財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こす意図をもつて行うもの又はこれらを引き起こすおそれがあると知りながら行うもの。ただし、それらの原子力施設が自国の領域内に所在する締約国の国内法に従つて行われる行為を除く。
- (f) 脅迫、暴行その他の威嚇手段を用いて核物質を要求する行為
- (g) (i) 核物質を使用して人の死亡若しくは重大な傷害若しくは財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こすとの脅迫又は(e)に定める犯罪を行うとの脅迫
- (ii) (b)又は(e)に定める犯罪を行うとの脅迫であつて、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自

然人若しくは法人、国際機関又は国に対し強要する目的で行うもの

(h) (a)から(e)までに定める行為の未遂

(i) (a)から(h)までに定める行為に加担する行為

(j) (a)から(h)までに定める犯罪を行わせるために他の者を組織し、又は他の者に指示する行為

(k) 共通の目的をもつて行動する人の集団が(a)から(h)までに定める犯罪を実行することに対して寄与する行為。ただし、当該行為が故意に行われ、かつ、次のいずれかに該当する場合に限る。

(i) 当該集団の犯罪活動又は犯罪目的の達成を助長するために行われる場合。もつとも、当該犯罪活動又は犯罪目的が(a)から(g)までに定める犯罪の実行に関係するときに限る。

(ii) (a)から(g)までに定める犯罪を実行するという当該集団の意図を知りながら行われる場合

10 第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条の A

第七条に定める犯罪は、犯罪人引渡し又は法律上の相互援助に関しては、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪とみなしてはならない。したがって、政治犯罪、政治犯罪に関連する

犯罪又は政治的な動機による犯罪に係ることをのみを理由として、同条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を拒否することはできない。

第十一条のB

この条約のいかなる規定も、第七条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を受けた締約国がこれらの請求若しくは要請が人種、宗教、国籍、民族的出身若しくは政治的意見を理由としてこれらの請求若しくは要請の対象となる者を訴追し、若しくは処罰するために行われたと信じ、又はこれらの請求若しくは要請に応ずることにより当該者の地位がこれらの理由によつて害されると信ずるに足りる実質的な根拠がある場合には、引渡しを行い、又は法律上の相互援助を与える義務を課するものと解してはならない。

11 第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条のA

この条約のいかなる規定も、核物質及び原子力施設の防護を強化するために行われる平和的目的のための原子力技術の移転に影響を及ぼすものではない。

12 第十四条3を次のように改める。

3 この条約のいかなる規定も、国内において使用され、貯蔵され、若しくは輸送されている核物質に関して犯罪が行われた場合において容疑者及び核物質が当該犯罪の行われた締約国の領域内に引き続き所在するとき、又は原子力施設に関して犯罪が行われた場合において容疑者が当該犯罪の行われた締約国の領域内に引き続き所在するときは、それらの締約国に対しそれらの犯罪の刑事訴訟手続に関する情報の提供を要求するものと解してはならない。

13 第十六条を次のように改める。

1 寄託者は、二千五年七月八日に採択された改正の効力発生の五年後に、この条約の実施状況並びにその時の状況に照らしてこの条約の前文、本文及び附属書の妥当性を検討するため、締約国の会議を招集する。

2 その後は、締約国の過半数による寄託者に対する提案に基づき、五年以上の間隔を置いて1に規定する会議と同様の目的を有する会議を更に招集することができる。

14 附属書IIの注bを次のように改める。

注 b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて遮蔽がない場合に当該核物質からの放射線量率がメートル離れた地点で一時間当たり一グレイ（一〇〇ラド）以下であるもの

15 附属書Ⅱの注 e を次のように改める。

注 e 他の燃料であつて、当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合に当該燃料からの放射線量率がメートル離れた地点で一時間当たり一グレイ（一〇〇ラド）を超える間は、防護の水準を一群下げることができる。